

令和8年4月16日

全学年保護者様

西川副小 校長 古賀 一成
西川副小 PTA 会長 富田 貴志

一定期間又は長期的な車の乗り入れに係る「許可証」の申請・発行・利用について

4/23（木）以降、敷地内へ乗り入れる場合は基本的に新「乗り入れ許可証」が必要です。

現在、保護者の皆様には、児童の成長のため、そして敷地内の事故防止のため、登校時等に日常的に車で敷地内へ進入を控えていただいておりますことに感謝申し上げます。また、旧許可証の返却もありがとうございます。

さて、今年度のお子様の特別な事情により、一定期間もしくは長期にわたる学校敷地内へ乗り入れが必要な場合は、下の手順でご相談ください。担当者が確認後、新規に作成した「乗り入れ許可証」（校舎写真入り・赤リボン付き）をお渡しいたします。尚、お子さんの事情に応じて、年度途中からご相談されることもできます。

【手順】

- ① 歩いて登校すること（又は、少しずつ歩く距離を伸ばしていくこと）を基本とします。
- ② 以下のような特別な事情により、一定期間、又は長期にわたって保護者が学校敷地内への乗り入れが必要である場合は、まず下記の例のように児童の連絡帳に記載されて担任へご提出ください。
 - ・けが等の治療期間中にて歩行することが難しい。
 - ・心身の不調により歩いて登校することが難しい。
 - ・上記以外の特別な事情により自分で登校することが難しい。

（記載例）「けがの治療中なので送迎が必要ですので、「乗り入れ許可証」の発行をお願いします。」

- ③ 担当者（生徒指導、教育相談）が、お子さんの様子について把握するための電話をいたします。
- ④ 確認後、作成に入り、後日「乗り入れ許可証」と「発行証明書」をお子さんに持たせます。

【ご注意】

- ① 発行前の段階の現在、保護者様のご判断で敷地内へ乗り入れられているご家庭もあると思いますが、4月23日（木）以降、基本的に新「乗り入れ許可証」（校舎写真入り、赤リボン付き）が必要です。
- ② お車のダッシュボード等、車外から確認しやすいところに提示してください。保護者以外のご家族が長期に渡って乗り入れる際は、許可証を渡して頂き同様をお願いします。

【お願い】

※ご相談数の状況によっては、許可証発行までお時間を要しますので、即日発行とならないことがありますことをご了承ください。

※ご相談の内容によっては、許可証発行に至らない場合もありますので、その際にご理解ください。

※急にお子さんの事情が生じた場合等、許可証発行を待たずとも乗り入れざるを得ない時もありますので、その旨をご連絡ください。

※雷雨や大雨等の悪天候時は、児童の安全を第一とされ、登校手段については保護者様のご判断でお願いします。遅れて登校させる場合は、必ず連絡をください。

[問合せ先 西川副小 45-0319 教頭]